

JAREデータの扱いについて

海洋生物
生物多様性データ
地形・地質
データ・試料
陸上生物
データ・試料

門倉 昭

情報・システム研究機構
データサイエンス共同利用基盤施設
極域環境データサイエンスセンター
国立極地研究所 宙空圏研究グループ

極地研のデータポリシー

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立極地研究所

データ・試資料の取り扱いに関する基本方針

〔平成22年9月24日〕

〔研究所会議決定〕

1. 趣旨

国立極地研究所（以下、研究所）はその設置目的に沿った活動の上で得られたデータを適切に利用し、管理・公開する責任を負っています。南極域での観測によって得られたすべての科学的データは、南極条約の理念に沿って実行可能な最大限度において、結果を交換し、自由に利用することができるようにすることが義務となっており、またそれ以外の極域研究観測のデータについても、同様に、すみやかに公開することが求められています。研究所は日本における極域研究観測データセンターの機能を果たすため、データ・試資料の提供、公開を行っています。

2. データ・試資料の定義

データ・試資料とは、研究所が行う研究観測活動によって取得された観測データ・試資料およびこれらに派生して取得された学術データを指します。

3. データ・試資料の帰属

研究所が行う研究観測活動によって取得されたデータ・試資料は、特別な取り決めがある場合を除き、研究所に帰属します。

極地研のデータポリシー

4. データ・試資料の知的財産としての取扱い

データ・試資料のうち、知的財産として保護すべきものは、研究所が指定することとし、その取扱いは、研究所が定める知的財産に関する基本方針に従うものとします。

5. データ・試資料の管理、保管及び活用

研究所は、科学的・教育的利用のため、国内外の研究機関及び研究者などがデータ・試資料を利用できるように、適切に管理・保管するとともに、迅速かつ円滑に提供するよう努めています。観測等によって取得されたデータ・試資料は、データ・試資料を取得した者（一次取得者）がデータの整理、処理を行った後、センター等において適切に保管、管理、公開されます。

6. データ・試資料の公開

データ・試資料は、一次取得者が必要な処理を行ったのち、原則として公開するものとしますが、国際的な観測協定等に従って取得されたもの、あるいは共同観測者またはコンソーシアム等の協定に従って取得された場合は、そこで決められたデータ公開の協定に従うものとします。

6.1. データ・試資料の公開の猶予

一次取得者には、それらを公開するために必要な処理（補正、品質、管理等）を含め、自らの研究成果（論文等）を作成するため、一定期間、優先的に使用できる権利（公開猶予等）が与えられます。その公開猶予期間終了後、研究所はすみやかにそれらを公開します。

6.2. 貴重データ・試資料等の取扱い

再取得が困難なデータ・試資料等については、公開が制限される場合があります。

JAREデータ取り扱い要項(案)

2018年8月9日

国立極地研究所

データマネジメント委員会決定

南極地域観測事業により得られた調査観測データ・サンプルの取扱要項

(目的)

第1 この要項は、「大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立極地研究所データ・試資料の取り扱いに関する基本方針」(平成22年9月24日)に基づき、南極地域観測事業(以下「南極観測」という。)において国立極地研究所(以下「研究所」という。)が担当する調査および観測によって得られたデータ・サンプルの取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

JAREデータ取り扱い要項(案)

(定義)

第2 この要項における用語は、次の各号の定めるところとする。

一 「データ」とは、南極観測で取得した、調査観測データ、画像（動画、静止画、写真を含む）、図面等の調査研究で得られた各種情報及びそれらを記録したもの、サンプルの分析データをいう。

二 「サンプル」とは、生物、堆積物、岩石、海水等の調査研究等で得られた標本をいう。

三 「メタデータ」とは、データを説明する付加的な情報をいう。

四 「公開猶予期間」とは、データが取得された時点から、それが外部に公開されるまでの期間をいう。

五 「研究観測」とは、南極観測において研究所が担当する観測で、南極地域に関わる独自の・先駆的な研究の目的で、時限を定めて実施される観測をいう。

六 「モニタリング観測」とは、南極観測において研究所が担当する観測で、学術研究に不可欠な科学観測データを継続的に取得する目的で、中長期的な継続観測を前提とし、確立された観測手法により、自然現象を明らかにしようとする観測をいう。

七 「代表者」とは、研究観測及びモニタリング観測の代表者をいう。

JAREデータ取り扱い要項(案)

(適用範囲)

第3 この要項は、研究観測及びモニタリング観測によって取得されるデータ・サンプルのうち、知的財産と指定されないものについて適用される。

(データレベル)

第4 データレベルとは、データ品質のことをいい、別表1に示すように2段階に分類する。

別表1 データレベル (第4関係)

データレベル	高 (Quality Controlled)	異常値にフラッグ立て、誤差評価
	低 (Pre-Controlled)	基本的な物理量変換

JAREデータ取り扱い要項(案)

(データの提出)

第5 代表者は、データ・サンプル取得後、別表2の提出期限までに、得られた全てのデータとメタデータを第三者が利用できる状態（必要に応じて補正や品質管理の処理を実施した）にして情報システム研究機構データサイエンス共同利用基盤施設極域環境データサイエンスセンター（以下「PEDSC」と言う。）に提出しなければならない。なお、メタデータ書式はPEDSCが指定するものに従う。

2 代表者は、前項の定めに関わらず、法令で提出を義務づけられている場合やその他の国際的な取決めによる場合には、PEDSCへ報告の上で、それぞれの法令や取決めで定められているデータの提出、公開等の手続をとらなければならない。

3 前項の場合でも、メタデータは、別表2の提出期限までに、PEDSCに提出しなければならない。

別表2 データの提出時期（第4、第5関係）

データの種類		提出期限*	備考
メタデータ		1ヶ月	実施隊次の単位で区切って提出
研究観測データ	高	1年*	
	低	1ヶ月	
モニタリング観測データ		品質管理が終了次第	即時

※提出期限の基点は、原則として、データ・サンプルを取得した観測隊の帰国日とする。

*分析データ等で特に時間を必要とする場合は別途定める。

JAREデータ取り扱い要項(案)

(データの公開猶予期間)

- 第6 代表者には、データ・サンプル取得後、別表3の公開猶予期間が与えられる。その公開猶予期間終了後、PEDSCはすみやかにそれらを公開する。ただし、公開猶予期間内であっても、代表者は当該データの公開猶予期間を短縮しこれを終了させることができる。
- 2 公開猶予期間中のデータの利用は、代表者及び代表者が許可した者に限り認める。
 - 3 モニタリング観測データは、原則として公開猶予期間を設けない。

別表3 公開猶予期間（第4、第6関係）

データの種類		公開猶予期間※
メタデータ		2ヶ月
研究観測データ	高	2年
	低	公開しない
モニタリング観測データ		品質管理が終了次第

※公開猶予期間の基点は、原則として、データ・サンプルを取得した観測隊の帰国日とする。

JAREデータ取り扱い要項(案)

(データ・サンプルの保管管理)

第7 代表者は、取得したデータを、第5に基づきPEDSCに提出するまでの間、適切に保管しなければならない。

2 サンプルを研究所外で保管する場合は、代表者が所在、残量等の情報を管理し、その内容をメタデータに反映しPEDSCに提出しなければならない。

(データの保管・公開)

第8 PEDSCは、提出されたデータ及びそれらのメタデータを、適切に保管するものとする。

また、それらのデータ及びメタデータをオンラインで第三者が利用可能な状態で公開する。

(その他)

第9 この要項に定めるもののほか、研究観測及びモニタリング観測によって行われた調査および観測によって得られたデータの取扱いについて詳細を定める必要がある時は、データマネジメント委員会で審議する。